

司法制度改革実施推進会議参与会（第6回）会議議事概要

- 1 日 時 平成19年6月29日（金）午後4時00分から午後5時50分
- 2 場 所 法務省第一会議室（20階）
- 3 出席者
（参与 敬称略・50音順）
石井彦壽，岩間陽子，亀井時子，土屋美明，中川英彦，長谷川裕子，馬場義宣，山本和彦
（法務省）
深山卓也官房審議官，菊池洋一司法法制部長
（内閣官房司法制度改革推進室）
小林昭彦室長
- 4 議題
司法制度改革の取組状況に関する意見交換（特に認証紛争解決手続の運用状況等について）
- 5 配布資料
 - (1) 法教育推進協議会の協議の状況について
 - (2) 平成19年新司法試験の受験状況
 - (3) 平成19年新司法試験（短答式試験）の結果
 - (4) 平成19年新司法試験短答式試験法科大学院別人員調
 - (5) 併行実施期間中（平成20年以降）の新旧司法試験合格者数について
 - (6) 平成18年度日本司法支援センター業務の概況（速報値）
 - (7) 裁判外紛争解決手続について（意義，特性）
 - (8) 司法制度改革審議会意見（抜粋）
 - (9) 裁判外紛争解決手続の分類例
 - (10)-1 過去5年間の新受件数の統計
 - (10)-2 裁判と主な裁判外紛争解決手続の新受件数の状況（平成17年度）
 - (10)-3 民事調停，家事調停の内訳（平成17年）
 - (11)-1 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の概要（文章）
 - (11)-2 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（概要）（ポンチ絵）
 - (12) 認証紛争解決手続の「愛称」「ロゴマーク」
- 6 議事概要
 - (1) 山本和彦新参与の紹介と座長の選任について
深山官房審議官から，山本新参与が紹介された。

また、山本参与を座長とすることで全員一致した。

(2) 司法制度改革実施推進会議の開催結果について

深山官房審議官から、司法制度改革実施推進会議（第5回）の開催結果について報告がなされた。

(3) 司法制度改革の取組状況について

菊池司法法制部長から法務省における司法制度改革の取組状況として

- ・法教育の取組状況
 - ・裁判員制度の取組状況
 - ・新司法試験（短答式試験）の結果等
 - ・日本司法支援センター（法テラス）の業務実施の状況
- について、それぞれ報告がなされた。

(4) 認証紛争解決手続の運用状況等について

菊池司法法制部長から法務省における認証紛争解決手続の運用状況等について説明がなされた。

(5) 意見交換

【認証紛争解決手続の運用状況等に関して】

（岩間参与）

質問であるが、資料10-3の民事調停の事件の種類で一番パーセントの多い「特定」とあるのは何を指すのか。

（菊池部長）

特定調停の略で、サラ金業者とのトラブルを分割払いや一部免除で解決する手続のことである。

（土屋参与）

認証紛争解決事業者の審査について、審査期間は3か月未満と聞いているが、最初の申請が出てもうすぐ3か月が経とうとしているが、現在どのような状況か。

（菊池部長）

はっきりしたことは申し上げにくいですが、そろそろ3か月経つので、審査の最終段階を迎えている申請があると御理解いただきたい。

（石井参与）

裁判外紛争解決手続（以下「ADR」）の目的として紛争の簡易迅速な解決のほかにはコストがかからないという観点が必要だと思うが、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（以下「ADR法」）の第6条第15号によると、認証の基準は申請者が支払を受ける報酬又は費用が「著しく不当なものでない」となっている。認証の基準をどのように決めるのかという問題があると思うが、立法の段階でどのように議論されていたのか。

（菊池部長）

コストを大幅に上回る費用を当事者から求めるのは相当ではないというのがこの規定の趣旨である。

(石井参与)

説明はよく分かるが、認証する際に基準のようなものがないと困るのではないか。

(菊池部長)

金額の基準は立てにくい。どういう規模でどういう手続をするかでコストは変わらと思う。したがって、条文としてはこういう抽象的な書き方しか出来なかった。

(岩間参与)

相談に行けばいくらかかるか、典型的なこういう事例ではいくらかかるということなどが分かると安心なのではないか。法テラス等でも知らせるべき。また、民事調停・家事調停にかかる平均的な期間と費用はどうなっているのか。

(菊池部長)

費用は事業者の規定で決められており、法テラスでそういう情報を入手できるようにすることは検討したい。期間については事案によろしか言いようがない。裁判所の調停については、費用は申し立て自体は安い。あとは弁護士費用の問題である。

(山本座長)

日本の場合、消費者関係では、業界が費用を負担しており、利用者から費用を取っていないところが多いのではないか。利用者から費用を取ってそれだけでペイするようなことは少ないのではないか。そこはADRが活性化していくためには大きな問題だと思う。

(中川参与)

日本ではなぜ今までADRが発展してこなかったかということを考えると、第一点として、官がやるものという感覚があり、民間がやるということが十分周知されていないのではないか。第二点として、これからいろんな事業者が出てくると思うが、日本では企業がADRを好まない。出た結論を株主に説明できるかという観点から考えると、判決なら信用されるが、ADRだと説明しても信じてもらえないような気運があるのでは。日本では国際仲裁のようにADRの仕組みが出来上がっていない。裁判所以外の紛争解決の全体の仕組みが見えない。たとえ解決してもその結論に第三者に対する説得力がない。もう少し仕組みをはっきりさせることが必要ではないか。

(菊池部長)

紛争に応じて適切な解決方法がある。すべて裁判所に行く必要はない。複数のメニューを用意してふさわしい解決策を選べるような全体像を目指している。

(山本座長)

日本では裁判に対する信頼がある。アメリカではそういうものがないので、ADRが発展するのではないか。

(亀井参与)

弁護士会の仲裁センターに関わってきた現場の立場から言うと、やはり裁判所への信頼というものはかなり厚い。ただ、認証ということで法務大臣がお墨付きを与えるのであるから、今後は少し変わってくるのではないかと期待している。民事調停や家事調停は申立費用も安く調停委員も親切なので、この分野に入り込むのは難しいと思う。仲裁センターに来るのが多いのは、自分から訴えを起こせない場合、つまり交通事故で被害者との示談交渉に疲れた加害者、また協議離婚したい人が多い。

協議離婚の場合、これまでは別途離婚調停を起こす必要があったが、仲裁センターが認証を受けていれば調停前置主義が排除され離婚調停が必要なくなる。これは使い方によっては使えるのではないかと思う。

(中川参与)

信頼できる人が中立的な判断をする仕組みが大切だと思う。今まではそれが裁判所であった。民間でやるには、手続き、最終的な判断がどう出るか、時間と費用がどれくらいかかるかということが予め分かっている必要がある。それが良いと分かると口コミで勝手に広がる。大臣のお墨付きというのはあまり関係ないと思う。中身があるかどうか大切だと思う。法テラスや日弁連が紛争解決センターのようなものを作ってみてはどうか。

(菊池部長)

A D R 法で費用、手続、ルール等を説明する義務があることになっている。現時点では認証事業者はゼロであるが、認証事業者が増えると集まってもらって知恵を出しあうということも考えていきたい。

(土屋参与)

現在、申請件数が少ないのはどういう理由が考えられるか。

(菊池部長)

法務省にA D Rの申請をするには定時総会や定款変更などの手続が必要な事業者が相当数あると聞いている。総会や定款変更は5、6月にあるので、7月以降に相当数の申請があるのではと考えている。

(山本座長)

効力の点であるが、A D R 検討会で強制執行できる効力をつけるかが議論となったが、最終的には今回は見送った。

金融庁が、金融商品取引法で認定当事者保護団体を作ったが、証券会社などがその認定を受けて紛争を解決すれば、法律で禁じている損失補填の例外となり、後にその点について揉めごとが生ずるのを回避することができるという効力が与えられるようになったことを思い出した。

(馬場参与)

利用の促進という観点からすると、そんなに費用はかからないと思われるので、資力の乏しい人にも利用できるようにすべき。民事法律扶助の対象にすることも考えていかなければと思う。

(山本座長)

A D R 検討会でもそのような意見が多かったが、財政的に難しいという話であ

ったと記憶している。

(亀井参与)

私どもも扶助の対象にして欲しいと申し上げてきた。民事法律扶助の対象にならない理由は扶助の対象を訴訟にしているから。

(長谷川参与)

労働審判制度は、当初予想した件数には至っていないが、平均1回半で終わり早くなつたと評判である。ただ難点は弁護士費用が高いと言われている。労働審判制度は裁判官と労使審判員がいて信頼性が高い。資力のない人が行く厚労省の行政型は費用は安いが、担当する人によって解決金として取れる額が違うという噂がある。今ADR法での個別労使紛争解決業務の申請準備をしている事業者があると聞いているが、そこが使用者寄りではなく中立性があり信頼できるとなると、口コミで広がる可能性もある。1～2年は様子を見る必要がある。

(石井参与)

ADRを有効に機能させるためには、研修を行うなど手続をする人の調停能力を高める必要がある。

(菊池部長)

機関がたくさん出来れば、事業者を集めて協議会を行うようなことも考えている。

(山本座長)

ADR検討会でもADR士という資格のようなものを与えてはどうかという意見が出た。

(中川参与)

PRについてであるが、ADRのパフレットを見たところ、利用者からの視点が欠けている。利用者から見ると、困ったときにどこに行けばどうなるかということが知りたい。そこが認証されているかどうかということは極論を言えばどうでもいい。認証制度が出来たということは事業者には必要かもしれないが、利用者には必要ではない。

(山本座長)

ADR法3条2項の機関間の連携についてであるが、連携を図るためにどのようなことが考えられるか。金融機関のADRについては金融庁が定期的に連絡会を行っている。

(菊池部長)

もう少し期間が経てば認証を受けた機関が増えると思う。そうなれば意見交換を行うようなことも考えたい。またスキルアップのための研修も考えたい。

(石井参与)

法務省には直接関係ないかもしれないが、医療事故に関する紛争に関する訴訟は患者や病院に負担がかかるので、まずはADRのようなところで解決できればよい。医者もカルテには余計なことは書かないようになっている。医療紛争に関するADRについてももっと促進して欲しい。

【司法制度改革の取組状況(司法試験関係)に関して】

(石井参与)

資料5の「併行実施期間中(平成20年以降)の新旧司法試験合格者数について」であるが、この根拠は何か。

(菊池部長)

司法制度改革審議会の意見書及びそれを受けて閣議決定された司法制度改革推進計画を踏まえたものである。平成22年ごろに合格者数3,000人程度を目指すというのは政府としても既定の方針である。

(石井参与)

海外では弁護士の仕事とされているようなことまで日本では司法書士等がやっている。そういうことも考えると、日本では法曹がどれくらい必要なのか、もう一度実証的によく検証する場を設ける必要があるのではないか。もう既に、司法試験を合格し司法修習を修了しても就職できない者が増えている現状にあることを考えると、この検証は、早急に実施されるべきであると思われる。

(中川参与)

旧司法試験は自己責任のようなところもあったが、新司法試験は、国の施策に基づいて法科大学院に行くのであるから、不合格となった人の救済策を考えるべきである。学生を育てることを考えると、どうしたらいいかということを議論していただきたい。そうすれば学生も安心して勉強に励めると思う。

(以上)